

衆議院経済産業委員会ニュース

【第 211 回国会】令和 5 年 5 月 24 日（水）、第 17 回の委員会が開かれました。

- 1 中小企業信用保険法及び株式会社商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第 55 号）
・西村経済産業大臣、鈴木内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
（参考人）株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長 関根正裕君
（質疑者）落合貴之君（立憲）、櫻井周君（立憲）、関芳弘君（自民）、福田達夫君（自民）、階猛君（立憲）

（質疑者及び主な質疑事項）

落合貴之君（立憲）

- (1) 株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）による危機対応業務に係る不正事案
ア 天下り先として組織の存続自体が目的となっていたとの指摘に対する西村経済産業大臣の見解
イ 本不正事案と同規模の不正を行った民間金融機関の有無
ウ 本不正事案を見抜けなかった経済産業省及び中小企業庁の責任の有無
エ 今後も経済産業省が商工中金に対する検査態勢等に万全を期す必要性
オ 本不正事案に関する金融庁の責任の有無
カ 金融庁がなれ合いを排し厳しく対応する必要性
- (2) 商工中金の今後の方向性
ア これまでの改革のポイント
イ 厳しい財務状況の中で政府保有株式の全部売却後も商工中金に危機対応業務を課すことの妥当性
ウ 経済産業省が危機対応業務の実施をバックアップする必要性
エ 中長期的な将来像
- (3) 政府保有株式の全部売却
ア 売却に当たっての注意点
イ 売却額を注視する必要性
- (4) 中小企業金融全体の在り方

櫻井周君（立憲）

- (1) 商工中金の政府保有株式を短期間に大量売却することによる株価崩れへの懸念
- (2) 商工中金への天下り問題
ア 経営幹部に経済産業省及び財務省からの天下りが続いていることに対する西村経済産業大臣の見解
イ 経営幹部に天下りを受け入れる理由
ウ 商工中金から事業会社への転職等の状況
- (3) 本改正案
ア 民業圧迫回避規定についての考え方
イ 民間金融機関が危機対応業務に参入しない理由
ウ 危機対応業務と通常業務で勘定を区分して財務状況を公表する必要性

関芳弘君（自民）

- (1) 本改正案の趣旨
(2) 中小企業の要望に沿った金融支援を行うための商工中金関根社長の決意

- (3) 商工中金の業務範囲の見直し等により地域の信用金庫及び信用組合が不安を抱かないように配慮する必要性

福田達夫君（自民）

- (1) 中小企業支援の観点から商工中金を含む金融セクターに対して政府が求める内容
- (2) 商工中金と民間金融機関との連携の在り方やビジネスモデルの実施状況に対して政府が確認・検証する必要性
- (3) 商工中金と民間金融機関との役割分担の在り方

階猛君（立憲）

- (1) 経営者保証
 - ア 本改正案における保証を求めない要件
 - a スタートアップ企業に対する要件が緩くなる可能性
 - b 従業員への賃上げ等の要件を設ける必要性
 - c 定期的な要件充足の確認及び未充足時には保証を復活させる必要性
 - イ プロパー融資（信用保証の付かない融資）
 - a 保証を求める際の明確な基準を設ける必要性
 - b 複数行において保証の取扱いが異なった場合の金融庁の指導方針
 - c 金融庁が「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改定した意図
 - ウ コロナ借換保証において借入れ事業者の立場に沿った運用を行う必要性
- (2) 商工中金改革に伴い特別準備金を国庫に返納する必要性